第 5624 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 1月 6日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 株主優待券

Q：今年から株をやろうと思っていますが、株主優待券は配当所得になるのですか？

A：一定のものは配当所得にはなりません。

【解説】

所得税では、「剰余金の配当」、「利益の配当」及び「剰余金の分配」には、剰余金又は利益の処分により配当又は分配をしたものだけでなく、法人が株主等に対しその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益が含まれるとしています。

しかしながら、法人が株主等に対してその株主等である地位に基づいて供与した経済的な利益であっても、法人の利益の有無にかかわらず供与することとしている次のようなもの（これらのものに代えて他の物品又は金銭の交付を受けることができることとなっている場合におけるその物品又は金銭を含む）は、原則として、配当等には含まれないものとされています。
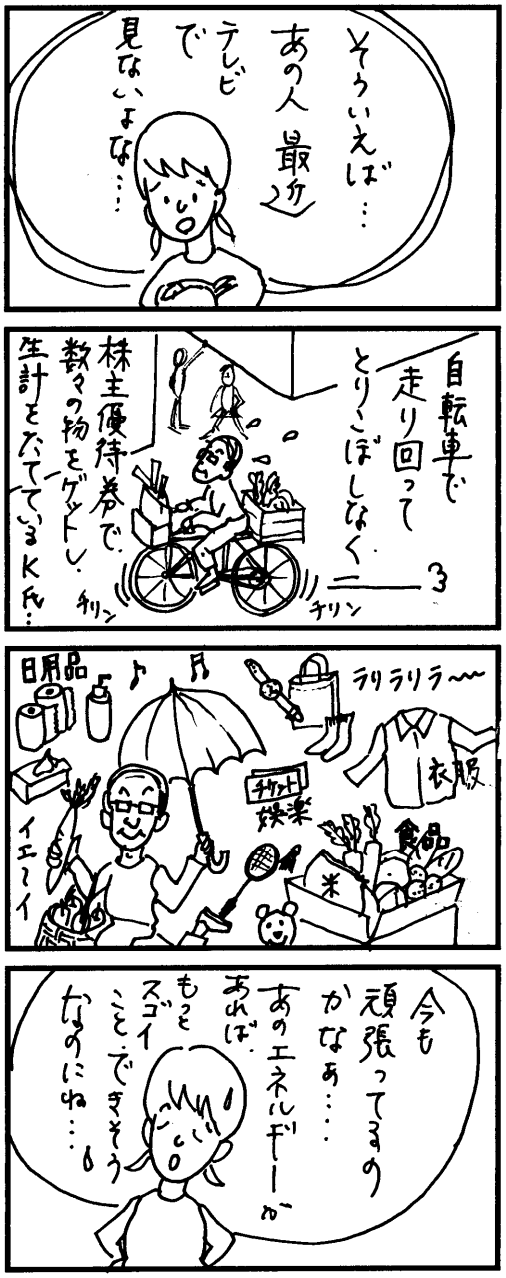
①旅客運送業を営む法人が自己の交通機関を利用させるために交付する株主優待乗車券等
②映画、演劇等の興行業を営む法人が自己の興行場等において上映する映画の鑑賞等をさせるために交付する株主優待入場券等
③ホテル、旅館業等を営む法人が自己の施設を利用させるために交付する株主優待施設利用券等
④法人が自己の製品等の値引販売を行うことにより供与する利益
⑤法人が創業記念、増資記念等に際して交付する記念品